慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	M&Aにおける株式譲渡契約条項と会計・税務処理への影響
Sub Title	The stock purchase agreement clauses in M&A and their impacts on accounting and tax treatment
Author	深井, 忠(Fukai, Tadashi)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2022
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.65, No.5 (2022. 12) ,p.93- 110
JaLC DOI	
Abstract	本稿では株式譲渡契約に付されるアーンアウト条項及び表明・保証条項が実際の裁決例や裁判例においてどのように判断されたかを通して，会計・税務処理にもたらす影響を検討した。ここで，アーンアウト条項とは，対象企業が一定の財務上・非財務上の目標を達成した場合に，売手が将来追加的な対価を得，達成しない場合にはすでに移転した対価を返還する場合のあることを定めた契約条項である。アーンアウト条項は，停止条件と解され，契約の効力は条件成就の時に発生する。また，表明・保証条項とは，契約の一方が他方に対して，契約の目的物の内容等に関する一定の事実が一定の時点で真実かつ正確である旨を表明・保証する条項である。その違反がある場合，相手方は金銭の補償を受領できる補償条項も合わせて規定されるのが通例であり，受領した補償金が損害賠償金なのか売買代金の返還なのかは契約内容から決められる。 しかし，実際の裁決例や裁判例では，契約当事者の意図とは裏腹に，契約に付した条項が停止条件ではないと判断されたり，和解調書には金員の返還が売買代金の過大による旨の記載があるにも拘らず損害賠償金であると判断されている。これにより取引当事者は取得原価の修正ではなく譲渡損益への計上や損益の認識時期の変更を余儀なくされるなど，会計・税務処理に多大な影響を受けている。 このような判断がなされるのは，株式譲渡契約条項に関する実務が欧米に由来し，我が国では未だ多くの事例が蓄積していないこと，会計基準や税法規定がこの分野で十分に整備されていないことに要因の一端があるのではなかろうか。今後これらの条項を付したM&Aの増加が見込まれることや，法的判断次第では取引当事者の会計・税務処理に少なからずインパクトをもたらすことに鑑みると，法律・会計・税務を包含した株式譲渡契約条項に関する包括的な研究が不可欠である。 This paper examines how the earn-out clause and the representations and warranties clause contained in the stock purchase agreement were judged in National Tax Tribunal cases and court cases and examines the impacts on accounting and tax treatments. The earn-out clause is a contractual clause stipulating that the seller of the target company is to obtain additional consideration in the future if the target company achieves certain financial and non-financial goals and if it does not, the seller may return the previously transferred consideration. The earn-out clause shall be interpreted as a condition precedent and shall become effective upon fulfillment of the condition. Representations and warranties clause is a contractual clause stipulating that one party to a contract represents and warrants to the other party that certain facts concerning the contents of the contract are true and accurate at a certain point in time. In the event of a violation, the clause of indemnification under which the other party may receive monetary compensation is usually also stipulated, and whether the compensation received is compensation for damages or the return of the purchase price is determined by the contents of the contract. However, in actual National Tax Tribunal cases and court cases, contrary to the intention of the contracting parties, it was judged that the clause contained in the contract was not a condition precedent or that the refund of money was compensation for damages despite the statement in the settlement record that it was due to excessive acquisition cost. As a result, the party to the transaction is greatly affected by accounting and tax treatment such as recording capital gains and losses, not adjustment of acquisition costs, and changing the timing of recognition of gains and losses. The factors such judgments are made may be partly because the practices on the stock purchase agreement clauses are derived from Europe and America and many cases have not been accumulated in Japan and partly because accounting standard and tax law are not sufficiently developed in this field. Considering that the number of M&As with these clauses is expected to increase in the future and that legal decisions have significant impacts on the accounting and tax treatment of the parties, comprehensive study, including law, accounting, and tax, of stock purchase agreement clauses is essential.
Notes	髙久隆太教授退任記念号 論文
Genre	Journal Article

URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20221200-0093

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

M&A における株式譲渡契約条項と会計・税務処理への影響

The Stock Purchase Agreement Clauses in M&A and their Impacts on Accounting and Tax Treatment

深井 忠 (Tadashi Fukai)

本稿では株式譲渡契約に付されるアーンアウト条項及び表明意見保証条項が実際の裁決例や裁判例においてどのように判断されたかを通して，会計・税務処理にもたらす影響を検討した。ここで，アーンアウト条項とは、対象企業が一定の財務上・非財務上の目標を達成した場合に，売手が将来追加的な対価を得， 達成しない場合にはすでに移転した対価を返還する場合のあることを定めた契約条項である。アーンアウト条項は，停止条件と解され，契約の効力は条件成就の時に発生する。また，表明保証条項とは、契約の一方が他方に対して，契約の目的物の内容等に関する一定の事実が一定の時点で真実かつ正確である旨を表明・保証する条項である。その違反がある場合，相手方は金銭の補償を受領できる補償条項も合わせて規定されるのが通例であり，受領した補償金が損害賠償金なのか売買代金の返還なのかは契約内容から決められる。

しかし，実際の裁決や裁判例では，契約当事者の意図とは裏腹に，契約に付した条項が停止条件ではないと判断されたり，和解調書には金員の返還が売買代金の過大による旨の記載があるにも拘らず損害賠償金であると判断されている。これにより取引当事者は取得原価の修正ではなく譲渡損益への計上や損益の認識時期の変更を余儀なくされるなど，会計・税務処理に多大な影響を受けている。

このような判断がなされるのは，株式譲渡契約条項に関する実務が欧米に由来し，わが国では未だ多くの事例が蓄積していないこと，会計基準や税法がこの分野で十分に整備されていないことに要因の一端があるのではなかろうか。今後これらの条項を付した M&A の増加が見込まれることや法的判断次第では，取引当事者の会計・税務処理に少なからずインパクトをもたらすことに鑑みると，法律・会計・税務を包含した株式譲渡契約条項に関する包括的な研究が不可欠である。

This paper examines how the earn-out clause and the representations and warranties clause contained in the stock purchase agreement were judged in National Tax Tribunal cases and court cases and examines the impacts on accounting and tax treatments. The earn-out clause is a contractual clause stipulating that the seller of the target company is to obtain additional consideration in the future if the target company achieves certain financial and non-financial goals and if it does not, the seller may return the previously transferred consideration. The earn-out clause shall be interpreted as a condition precedent and shall become effective upon fulfillment of the condition. Representations

and warranties clause is a contractual clause stipulating that one party to a contract represents and warrants to the other party that certain facts concerning the contents of the contract are true and accurate at a certain point in time. In the event of a violation, the clause of indemnification under which the other party may receive monetary compensation is usually also stipulated, and whether the compensation received is compensation for damages or the return of the purchase price is determined by the contents of the contract.

However, in actual National Tax Tribunal cases and court cases, contrary to the intention of the contracting parties, it was judged that the clause contained in the contract was not a condition precedent or that the refund of money was compensation for damages despite the statement in the settlement record that it was due to excessive acquisition cost. As a result, the party to the transaction is greatly affected by accounting and tax treatment such as recording capital gains and losses, not adjustment of acquisition costs, and changing the timing of recognition of gains and losses.

The factors such judgments are made may be partly because the practices on the stock purchase agreement clauses are derived from Europe and America and many cases have not been accumulated in Japan and partly because accounting standard and tax law are not sufficiently developed in this field. Considering that the number of M&As with these clauses is expected to increase in the future and that legal decisions have significant impacts on the accounting and tax treatment of the parties, comprehensive study, including law, accounting, and tax, of stock purchase agreement clauses is essential.

三田商学研究
第65巻第5号
2022年12月

2022年8月10日掲載承認

M&Aにおける株式譲渡契約条項と会計・税務処理への影響

深　井　　忠

＜要　　約＞

本稿では株式譲渡契約に付されるアーンアウト条項及び表明・保証条項が実際の裁決例や裁判例においてどのように判断されたかを通して，会計・税務処理にもたらす影響を検討した。ここで，アーンアウト条項とは，対象企業が一定の財務上・非財務上の目標を達成した場合に，売手が将来追加的な対価を得，達成しない場合にはすでに移転した対価を返還する場合のあることを定めた契約条項である。アーンアウト条項は，停止条件と解され，契約の効力は条件成就の時に発生する。また，表明・保証条項とは，契約の一方が他方に対して，契約の目的物の内容等に関する一定の事実が一定の時点で真実かつ正確である旨を表明・保証する条項である。その違反がある場合，相手方は金銭の補償を受領できる補償条項も合わせて規定されるのが通例であり，受領した補償金が損害賠償金なのか売買代金の返還なのかは契約内容から決められる。

しかし，実際の裁決例や裁判例では，契約当事者の意図とは裏腹に，契約に付した条項が停止条件ではないと判断されたり，和解調書には金員の返還が売買代金の過大による旨の記載があるにも拘らず損害賠償金であると判断されている。これにより取引当事者は取得原価の修正ではなく譲渡損益への計上や損益の認識時期の変更を余儀なくされるなど，会計・税務処理に多大な影響を受けている。

このような判断がなされるのは，株式譲渡契約条項に関する実務が欧米に由来し，我が国では未だ多くの事例が蓄積していないこと，会計基準や税法規定がこの分野で十分に整備されていないことに要因の一端があるのではなかろうか。今後これらの条項を付したM&Aの増加が見込まれることや，法的判断次第では取引当事者の会計・税務処理に少なからずインパクトをもたらすことに鑑みると，法律・会計・税務を包含した株式譲渡契約条項に関する包括的な研究が不可欠である。

＜キーワード＞

条件付取得対価，アーンアウト，表明・保証，補償，停止条件

1　はじめに

M&Aとは，一般にある会社又は事業を他の当事者が譲り受けたり，他の当事者の事業と統合したりする取引である[1]。M&A取引の手法は様々あるが，公開買付けが必要となる場合を除けば，株式譲渡による方法が手続きの簡便性ゆえに実務上用いられる頻度は非常に高い[2]。本稿では，株式譲渡契約に付された主要条項の内容とそれがもたらす会計・税務処理への影響に関心があるため，主として非上場会社の株式を現金による相対取引で取得する場合を考察の対象とする。

株式譲渡契約に付される条項は，対象企業としてベンチャー企業等を取得しようとするときに，当該企業には優れた技術や有望な人材が存するものの，将来の業績について不確定要素が大きいため売手と買手間に対象会社の企業価値に関して評価に乖離がある場合や譲渡価格の算定基礎となった売手の財務諸表の正確性や簿外債務の存否等に関して買手に懸念がある場合等に設定される。ただ，これらの条項は主に欧米の実務から発達してきたものであり，我が国には無い法概念に基づくため，その法的性格の解釈や事実認定が様々に行われ得る。それは取引当事者の意図しない結果をもたらすことがあり，取得原価や損益の額，認識のタイミングに直接インパクトを与えるため，実務上，深刻な問題を惹起する。また，これらに関する会計基準や税法規定が必ずしも十分に整備されているとは言えないため，会計基準の改正や法改正が必要とされる場面もある。

そこで本稿では，株式譲渡契約に付される諸条項が実際の裁決例や裁判例においてどのように判断されたかを通して，会計・税務処理にもたらす影響を検討することとしたい。

本稿の構成は次のとおりである。まず，次章では議論の前提として株式譲渡契約によるM&Aプロセスと同契約に付される主要条項について説明する。続く2つの章では，主要条項のうちアーンアウト条項と表明・保証条項に関する会計処理及び開示に触れた後，これらの条項に係る裁決例や裁判例が会計・税務処理に及ぼす影響を検討する。終章では，追加のコメントと現行の会計基準や税法規定に対する改正提案，株式譲渡契約条項に関する包括的な研究の必要性を述べ結びとしている。

2　株式譲渡によるM&Aプロセスと株式譲渡契約における主要条項

2.1　通常のM&Aプロセス

株式譲渡によるM&Aにおいては，まず買収者が守秘義務契約を締結したうえで買収対象会社から財政状態その他の情報を入手し，その情報を前提に買取価格を提示し，合意が成立すれば基本合意書を作成する。その後，買収者は専門家に依頼して買収対象会社のデュー・ディリジェンスを行い，そこで判明した情報を基礎に改めて買取価格交渉がなされ，最終契約の締結に至るのが通常のプロセスである[3]。

1）西村あさひ法律事務所（上）（2019）p.56。
2）同上，p.65。

上記プロセスの主な内容は以下のとおりである。

(1) 守秘義務契約の締結

M&Aの交渉を進めるうえで対象会社に関する情報は不可欠である。後述するデュー・ディリジェンスでは秘密情報の開示が行われるので，それが第三者へ開示されたり漏洩することのないように守秘義務契約が締結される。[4)]

(2) 基本合意書の締結

M&Aの交渉は数か月に及ぶことも多いため，最終契約の締結に至る前に売主・買主間の相互理解の内容が基本合意書として締結される。[5)]

(3) デュー・ディリジェンスの実施

M&Aを実施する当事者が，当該対象会社や事業に関する情報を収集，分析及び検討する手続きがデュー・ディリジェンスであり，通常，事業，法務，税務，会計その他の観点から行われる。[6)] デュー・ディリジェンスにより，買主は，通常，対象会社の事業内容や権利義務関係の把握，対象会社の企業価値評価算定に必要な情報の入手，取引実行に必要な手続きの把握，取引実行の支障となり得る事象（法令遵守の状況等）の把握などをし，適切なストラクチャーの決定，適切な対価の算定やM&Aを行ううえで必要な取引条件，M&Aに伴うリスク等に関する重要な判断材料の取得を通じて，その後の分析・検討作業，取引相手方との交渉，最終契約の締結やその内容の判断等を行うことができるようになる。[7)]

(4) 最終契約（株式譲渡契約）の締結

最終契約は，当事者間の検討・協議・交渉等を経て，当該M&Aの確定的な諸条件を定めるものである。[8)]

2.2　株式譲渡契約における主要条項

M&Aは，通常，多額の対価を支払い，株主，債権者，従業員等の多くの関係者を巻き込み，株式市場にも影響を与えることがある取引のため，契約により当事者間の権利義務関係を明確に規定することが必要である。[9)]

(1) 株式売買の合意と譲渡価額

株式譲渡契約は，対象会社の株式を目的物とした売買であるため，対象となる株式と譲渡価額を特定したうえで，株式の引渡義務と代金の支払義務について規定される。[10)] 譲渡価額は，確定額で定める場合の他，種々の方法で算定される。支払方法に関しては，取引実行後の譲渡代金の調

3）三笘（2010）p.218，江頭（2021）p.864，田中（2021）p.626。
4）森・濱田松本法律事務所（2015）p.181。
5）三笘（2010）p.221。
6）森・濱田松本法律事務所（2015）p.191。
7）同上（2015）p.192。
8）同上，p.219。
9）戸嶋他（2018）p.3。
10）三苦（2010）p.227。

整や補償請求権の保全などのため取引実行時に全額を売主に支払わず一定期間第三者に預けるエスクロー条項や買収対価の一部の支払いを，買収取引の実行（クロージング）後一定期間内に，対象会社が特定の条件を達成することに条件づけ，当該事項が発生するまで遅らせるアーンアウト条項が定められる場合もある。[11)]

(2) 株式譲渡の実行（クロージング）

株式譲渡の実行（クロージング）としては，売主による対象会社株式の買主に対する移転の時期及び方法や買主による売主に対する譲渡価額の支払いの時期及び方法が規定される。[12)]

(3) 表明及び保証

表明・保証とは，契約を締結する際に一方当事者が，一定の時点における契約当事者自身に関する事実や契約の目的物の内容等に関する事実について，それらが真実かつ正確である旨明示的に宣言・表明し，相手方に保証するものである。表明・保証した事実が真実かつ正確でない（表明・保証違反）場合，相手方当事者は当該契約の解除，損害等の請求が可能であるとする補償条項が表明・保証条項とともに規定されるのが通例である。[13)]

表明・保証の機能は，売主が対象会社などに関する一定の事項を表明・保証し，表明・保証違反があった場合には買主が取引を中止する権利又は補償請求によって金銭的な救済を受ける権利を与えられることにより，売主・買主間のリスク分担を図ることにある。[14)]また，買主の対象会社に対するデュー・ディリジェンスには一定の限界[15)]があるため，表明・保証はこれを補完する機能も有している。[16)]

(4) 誓約事項

買収に付随・関連して，各当事者が，相手方当事者に対して一定の行為をする，あるいはしないことを約する合意が誓約事項である。[17)]

契約締結日と取引実行時が離れている場合，その間に売主が対象会社について通常の営業運営を行わせる義務を定め，通常の業務運営に含まれない取引を行わせない義務を定めるのが通常である。[18)]対象会社の事業価値に重要な影響が生じるような行為が行われることを防ぎ，また，通常の業務の範囲外の行為を行う場合には買主の事前承認を必要とすることによって，対象会社の価値変動について買主のコントロールを効かせることが目的である。[19)]

11）同上，pp.227-228，松浪（2010）p.35。
12）森・濱田松本法律事務所（2015）p.226。
13）江平（2004）p.82。
14）森・濱田松本法律事務所（2015）p.229。
15）例えば，東京地判平成18年１月17日判タ1230号（2007）p.215は，「企業買収におけるデューディリジェンスは，買主の権利であって義務ではなく，主としてその買収交渉における価格決定のために，限られた期間で売主の提供する資料に基づき，資産の実在性とその評価，負債の網羅性（簿外負債の発見）という限られた範囲で行われるものである。」と言う。
16）森・濱田松本法律事務所（2015）p.229。
17）同上，p.234。
18）三苫（2010）p.230。
19）森・濱田松本法律事務所（2015）p.237。

(5) 前提条件

前提条件は，各当事者が株式譲渡を実行する義務の前提となる条件を規定するものであり，かかる前提条件が充足された場合に限り，当該当事者は株式譲渡のために必要な行為を行う義務を負う[20]。例えば，株式譲渡の実行に必要な許認可の取得，相手方当事者の表明・保証，誓約事項違反の不存在などが前提条件として規定される[21]。

その他，キーマン条項やMAC条項が定められることもある。キーマン条項は，対象会社の特定の重要な役職員が取引実行後も対象会社において従事することが確認されること（又は離職の意思がないことが確認されること）を買主の義務の前提条件とする条項である[22]。また，MAC条項は，株式譲渡契約締結後クロージングまでの間に，買収対象会社の事業等に重大な悪影響を及ぼす事由が生じていないことを買主の義務履行の前提条件とする条項であり，契約締結後の重大な後発事象のリスクを売主に負担させ，買主を保護する契約上の手当てである[23]。

(6) 補償条項

補償は，ある当事者に株式譲渡契約の表明・保証違反，誓約違反又はその他の義務違反があった場合に，当該違反による損害を塡補又は賠償等する旨の合意であり，表明・保証違反に基づく損害賠償という概念のない我が国においては，表明・保証違反に基づく金銭的救済措置を創出もしくは明確化する根拠として補償条項が用いられることがある[24]。表明・保証の違反及び株式譲渡契約に定める義務の違反（誓約事項の違反を含む）により相手方当事者に対して損害が生じた場合には，契約上の制限の範囲内で，違反を生じさせた当事者（違反当事者又は補償義務者）が，相手方当事者（補償請求者）などに対して補償を行う義務を負う[25]。

その他，通常の表明・保証の違反や義務違反に基づく補償条項とは別個に特定の事項について特別の補償を定める特別補償条項が定められる場合がある[26]。

(7) 解除条項

株式譲渡においては，契約日から株式譲渡日まで一定の期間が置かれることが多く，義務の履行に前提条件が付されていることから，事情変更等により取引が実行されない場合がある。このような場合，一方当事者からの解除による契約終了の要請に応えるため解除の規定が設けられる[27]。

20）同上，p.240。
21）同上，pp.241-242。
22）同上，p.242。
23）戸嶋他（2018）p.66。
24）森・濱田松本法律事務所（2015）p.245。
25）同上，p.246。
26）同上，p.253。
27）同上，p.253。

3　アーンアウト条項と会計・税務上の処理

3.1　アーンアウト条項

3.1.1　アーンアウト条項の意義

前述したようにアーンアウト条項は，買収取引の実行後一定期間内に対象会社が特定の条件を達成することに条件づけ，当該事項が発生するまで買収対価の一部の支払いを遅らせる条項であるが，条件が成就しない場合には買収対価の一部を返金する取決めがされることもある。

3.1.2　アーンアウトの機能

売主と買主の間では，対象会社の将来業績の達成見込み等に関する見解の相違から企業価値評価について乖離が見られ，合意形成ができないような場合，譲渡対価の一部について買収後における一定の目標達成と連動させることにより売主・買主間においてリスクの適正な分配を行い，譲渡対価に関する相互の見解の溝を埋め取引をより成立しやすくさせることがアーンアウトの第１の機能である[28]。第２に，M&A 実行後も売主が対象会社の経営者等として残留する場合には，アーンアウトを利用することで条件成就により追加の支払いを受けることが期待できるため，対象会社の経営者等に対するインセンティブ報酬として機能する[29]。

3.1.3　アーンアウト条件

アーンアウト条件は，アーンアウト対価の支払いが行われるために成就しなければならない条件であり，財務的な指標や非財務的な指標が基準とされる[30]。

財務的な指標としては，売上高，利払前・税引前・償却前利益（EBITDA）等の損益計算書項目を基準とした指標が使用されることが一般的である[31]。また，非財務的な指標としては，製薬事業における新薬の申請の認可，クロージング後の一定の契約の締結，所定の商品の販売開始，重要な紛争等の解決等が挙げられる。非財務的な指標はマイルストーンと言われる[32]。

3.2　条件付取得対価の会計処理

3.2.1　条件付取得対価とアーンアウトの異同

アーンアウトは会計上，条件付取得対価と言われる場合があるが，条件付取得対価は，アーンアウト以外の不確定対価（価格調整条項やエスクロー条項など）も含むと考えられていることから，アーンアウトは条件付取得対価の一種と捉えられる[33]。

28）大石他（2021）p.1。
29）本部（2019）p.119。
30）西村あさひ法律事務所（下）（2019）p.126。
31）同上，p.127。
32）同上，p.129。
33）本部（2019）p.116（注（４））。

また，条件付取得対価は，企業又は事業の支配を獲得するための取得対価であるから，アーンアウトの機能のうちインセンティブ報酬の部分は条件付取得対価には含まれない。しかし，アーンアウト対価が買収対価とインセンティブ報酬に区分されず混在する場合には，取得原価の修正となるか，報酬費用となるかの違いが生じるので，両者の区分が必要である。この点，日本基準には両者の区分基準はないが，国際財務報告基準（以下，「IFRS」という。）第３号『企業結合』では，取得企業と被取得企業が企業結合の交渉中に企業結合とは別の取決めを行う場合，被取得企業（旧所有者）にとって交換取引の一部ではない金額を識別しなければならないと定められ（IFRS 3.51），交換取引に含まれない例として，将来の勤務に関し被取得企業の従業員又は旧所有者に報酬を与える取引を挙げている（IFRS 3.51（b））。さらに，被取得企業にとって交換取引の一部か企業結合とは別個の取引かが明確ではない場合は，主要従業員となる売却株主による継続雇用の条件，継続雇用の期間，報酬の水準などを考慮して両者を識別することが求められている（IFRS 3.B55）[34]。

3. 2. 2　日本基準

（1）定義

日本基準による条件付取得対価とは，「企業結合契約において定められるものであって，企業結合契約締結後の将来の特定の事象又は取引の結果に依存して，企業結合日後に追加的に交付される若しくは引き渡される又は返還される取得対価をいう」（『企業結合に関する会計基準』27項（注２））。

（2）会計処理

『企業結合に関する会計基準』27項では，条件付取得対価につき（ア）将来の業績に依存する場合と（イ）特定の株式又は社債の市場価格に依存する場合に分けて会計処理することが指示されている。ここで，将来の業績に依存する場合とは，被取得企業・取得事業の企業結合契約締結後の特定事業年度における業績の水準に応じて，取得企業が対価を追加で交付する若しくは引き渡す又は対価の一部の返還を受ける条項がある場合等であり（『企業結合に関する会計基準』27項（注３）），特定の株式又は社債の市場価格に依存する場合とは，特定の株式又は社債の特定の日又は期間の市場価格に応じて当初合意した価額に維持するために，取得企業が追加で株式又は社債を交付する条項がある場合等をいう（『企業結合に関する会計基準』27項（注５））。

（ア）条件付取得対価が企業結合契約締結後の将来の業績に依存する場合，対価を追加的に交付又は引き渡すときは，条件付取得対価の交付又は引渡しが確実となり，その時価が合理的に決定可能となった時点で，支払対価を取得原価として追加的に認識するとともに，のれんの追加的認識又は負ののれんの減額を行う。他方，対価の一部が返還されるときは，条件付取得対価の返還が確実となり，その時価が合理的に決定可能となった時点で，返還される対価の金額を取得原価から減額するとともに，のれんの減額又は負ののれんの追加的認識を行う。ここで追加的に認

34）同上，p.120（注（24））参照。

識又は減額するのれん又は負ののれんは，企業結合日時点で認識又は減額されたものと仮定して計算し，追加認識又は減額する事業年度以前に対応する償却額及び減損損失額は損益として処理する（『企業結合に関する会計基準』27項１号（注４））。

対価の一部が返還される条件付取得対価の会計処理は，『企業結合に関する会計基準』の2019年改正で新たに追加された事項であるが，対価の追加的交付・引渡しの場合と同様の会計処理となっている。対価の一部返還に係る会計処理は，追加的対価の交付・引渡しと対価の返還に関する合意が，いずれも買手・売手間のリスク分担の観点から設定されることから，両者の同質性ゆえに対価の追加的交付・引渡しと同様の会計処理を行うべきだと考えられたからである。また，認識のタイミングについても，支払対価の買手への一部返還の場合，実際に対価を受け取った時点とすることも考えられるが，他の会計基準との整合性を考慮し，追加的対価の交付と同様に対価の受領が確実となった時点で認識することとされた。

（イ）特定の株式又は社債の市場価格に依存する場合，条件付取得対価の交付又は引渡しが確実となり，その時価が合理的に決定可能となった時点で，次の処理を行うことが求められている。

①追加で交付可能となった条件付取得対価を，その時点の時価に基づき認識する。

②企業結合日現在で交付している株式又は社債をその時点の時価に修正し，当該修正により生じた社債プレミアムの減少額又はディスカウントの増加額を将来にわたって規則的に償却する。

(3) 会計処理の特徴

我が国の条件付取得対価に関する会計処理の特徴は，支払対価の取得原価への追加的認識あるいは返還される対価の取得原価からの減額等が，条件付取得対価の交付・引渡しあるいは返還が確実となり，その時価が合理的に決定可能となった時点であるという他の会計基準の閾値（例えば引当金の認識要件である高い発生可能性）と比べて保守的なタイミングが選択されている点である。思うにこれは，条件付取得対価の高い不確実性によるものではないだろうか。

例えば，特許の実施許諾契約におけるマイルストンペイメントは，特許に係る新規化合物（新薬）について臨床治験の実施，所管庁の審査受理等の各段階に至ったときに支払われることが契約上約されるものであるが，新薬の研究開発には多大な費用を要するうえ，開発後も発売までに安全性，有効性等に対する様々な試験を実施する必要があるため製品化されない場合があるので，マイルストンペイメントが支払われるかどうかは，医薬品開発に関する技術的状況，特許の実施権者の経営状況，所管庁の方針，市場の動向等様々な要因によって左右される。[35] 従って条件が成就するかどうかは極めて不確実であるという条件付取得対価の性格から，支払対価の取得原価への追加的認識あるいは返還される対価の取得原価からの減額は，条件付取得対価の交付・引渡しあるいは返還が確実となり，その時価が合理的に決定可能となるという保守的なタイミングで認識することが選択されたものと考えられる。

35）大阪地判平成27年12月18日訟月63巻４号1183頁参照。

3. 2. 3　IFRS 第 3 号

(1) 定義

IFRS 第 3 号における条件付対価は「通常は，特定の将来事象が発生した場合や条件が満たされた場合に，被取得企業の旧所有者に対し，被取得企業に対する支配との交換の一部として，取得企業が追加的な資産又は資本持分を移転する義務。ただし，条件付対価は，特定の条件が満たされた場合に，以前に移転した対価の返還を受ける権利を取得企業に与えることもある。」(IFRS 3, 付録 A) とされている。将来の事象や条件が成就した場合に追加的な資産の移転義務又はすでに移転した対価の返還を受ける権利が，被取得企業に対する支配との交換の一部として生じることが強調された定義である。

(2) 取得日における会計処理

取得企業が被取得企業との交換に際し移転する対価には，条件付対価契約から発生するすべての資産又は負債が含まれ，取得企業は条件付対価の取得日公正価値[36]を被取得企業との交換で移転された対価の一部として認識しなければならない (IFRS 3.39)。ここでいう公正価値とは，IFRS 第13号『公正価値測定』に定める「測定日時点で，市場参加者間の秩序ある取引において，資産を売却するために受け取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格」(IFRS 13.9) である。

また，条件付対価を支払う義務は，国際会計基準（以下，「IAS」という。）第32号『金融商品：表示』に基づいて負債又は資本に分類され，一定の条件が満たされる場合，以前に移転した対価の返還を受ける権利は資産として認識される (IFRS 3.40)。

このように日本基準と比較し，IFRS 第 3 号では取得日において条件付対価を公正価値により認識することが大きな特徴である。そのため，将来支払う負債又は返還される資産とそれに見合いののれんが計上されることになる。このような会計処理を求めるのは，取得日において条件付対価を認識しないことが，その日に交換された経済的対価を忠実に表現しないことになる点を懸念したためである (IFRS 3.BC346)。公正価値の測定が困難であるというコメントに対しても，測定が困難な資産又は負債の認識を遅延させたり無視することは，財務報告を不完全なものとし，経済的意思決定を行う際の有用性を低下させるものだと主張している (IFRS 3.BC347)。

(3) 取得日以降の会計処理

アーンアウト条項で定められた利益目標の達成，一定の株価への到達又は研究開発プロジェクトにおけるマイルストーンへの到達など，取得日後の事象により生じた変動は，次のとおり会計処理しなければならない (IFRS 3.58)。

①資本に分類された条件付対価は再測定せず，その後の決済は資本の中で会計処理する。

②資産又は負債として分類された条件付対価が IFRS 第 9 号『金融商品』の適用を受ける場合

36) アーンスト・アンド・ヤング LLP (2021) pp.846-847によれば，公正価値の見積り方法は，起こり得る結果のそれぞれに対する支払金額を発生確率に基づいて加重平均した金額（確率加重平均支払アプローチ）と起こり得る結果を発生確率に基づいて加重平均することにより導き出された単一の結果に対する支払金額（決定論的アプローチ）の 2 つが多く使われているというが，見積り結果と支払金額の関係が一定ではない非線形の場合，決定論的アプローチでは信頼できる結果が得られる可能性は低いことが指摘されている。

は，公正価値で測定し，それにより生じる利得又は損失は純損益に認識する一方，IFRS 第９号の適用を受けない場合は，IAS 第37号『引当金，偶発負債及び偶発資産』その他の IFRS に従って会計処理する。

そのため，取得日以降は取得原価の修正は生じない一方で，将来の支払い又は返還のために計上された金融負債又は金融資産は，支払いあるいは返還の基準とされた指標の変動に応じて毎期変動し，純損益に影響を与えることになる。しかし，このような会計処理は，純損益のボラティリティを増加させ，かえって利益の質の低下を招くことに繋がるおそれがある。

3.3 アーンアウト条項に係る裁決例

アーンアウト条項が付された株式譲渡契約においては，条件の成就あるいは不成就により金員の追加支払い又は受領が生じる。この場合，上記の会計基準では取得原価を修正することが暗黙裡に前提とされているが，現実には，アプリオリに定まっていない。特に条件不成就により金員を受領した場合には，株式の取得原価の減額ではなく，税務上は益金であると判断されかねない場合があるからである。さらに，受領した金員を益金に計上するとしても，その計上時期はいつになるかも見解が分かれ得る。次に，これらの点について判断した裁決例を手掛かりにこの問題を検討する。

3.3.1 国税不服審判所裁決平成18年９月８日裁決事例集72集325頁

(1) 事案の概要

審査請求人は，譲渡人との間で対象会社の株式売買契約を締結し，譲渡人に対して売買代金を支払って当該株式を取得した。本件の売買契約書及び覚書には，一定期間中に対象会社が現実に獲得した利益が予想利益の見積りを下回るとき，あるいは既存債権が約定どおりの弁済が受けられないときは，株式の売買代金を減額し，譲渡人は請求人に対して一定の金員を返還する旨が定められていた。

請求人は，上記の条件がいずれも満たされなかったことから譲渡人から金員の返還を受領し，受領日の属する事業年度において子会社株式勘定（本件株式の帳簿価額）を減額する会計処理をし，確定申告を行った。

これに対して原処分庁は，契約時には不確実であった事象に対して事後的に一定の事実が生じた場合には，請求人が被る損失に対して補てんをすることを定めたものであり，本件金員は，取得した本件株式の価値の低下に対する損害を補てんするためのものと認められるとし，本件金員は，受領した事業年度の益金の額に算入されるべきものであると主張して，本件各事業年度の法人税の各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分をした。

請求人は，異議決定を経た後の原処分に不服があるとして審査請求に及んだ。

(2) 国税不服審判所の判断

国税不服審判所は，「本件株式の売買契約は，売買金額に条件が付いた契約と認められ，本件契約時においては，将来の利益という不確定な要素を売買当事者間において合意できなかったた

め，将来の利益が現実に確定した時に本件株式の売買代金の調整を行う趣旨であるため，原処分庁が主張する『損失の補てん』又は『一種の補てん』とは認められない。」としてこれを退け，「本件金員は，請求人の主張のとおり，本件契約書及び本件覚書の定めに基づき，本件株式の売買代金の返還であると認めることが相当である。」と判断した。

そのうえで，本件金員に係る会計処理の妥当性については，本件金員の性格が，「本件株式の売買代金の返還，すなわち，本件株式の購入代価を減額したものと認められ，本件金員に相当する金額は，本件株式の取得価額（帳簿価額）から減額する処理が相当である。」とし，「請求人の会計処理は妥当と認められる。」と判断した。

(3) 検討

国税不服審判所は，本件契約が，対象会社の今後の予想利益が達成されること，既存債権が約定どおりに弁済されることという２つの前提条件が付された株式売買契約であり，それらの一方又は双方が満たされなかった場合は株式の取得原価を減額すべきことを認めた。

これは結果的に，2019年改正で『企業結合に係る会計基準』に追加された対価の一部返還に係る会計処理と同じであるが，この裁決当時はまだ存在しない。この点，請求人は，返還の場合と追加支払いの場合とで性質が異なることはないとして，『企業結合に係る会計基準』を類推し，本件株式の取得価額を減額すべきだと主張していた。奇しくも上記会計基準の改正理由と同旨であるが，請求人はさらに，原処分庁の主張を推し進めると，対価を追加的に交付又は引き渡す場合は，「条件付取得対価は法人税法上損金となるべきものであり，このような取扱いとなるのであれば，企業会計との整合性が図れない」とも述べている。これに対して原処分庁はどのように反論するのか興味深いところである。

3. 3. 2　国税不服審判所裁決平成29年２月２日 TAINS F0-1-767

(1) 事案の概要

審査請求人は，平成25年中に自身が株主及び取締役である非上場会社Ａ社の株式を投資ファンドＤに譲渡した。譲渡契約には，株式譲渡代金の一部についてＡ社の将来の業績値が計画値以上である等の条件に応じて算出される調整金額を５事業年度に分割して支払う調整条項が置かれ，各期の支払いには上限額が定められていた。請求人は当該条項の存在を根拠に，調整金額を株式等に係る譲渡所得の収入金額に含めずに平成25年分の所得税等の確定申告を行い，その後，上記条項に基づく金額の支払いを受けてから当該金額を収入金額に加算して同年分の修正申告をしていた。これに対して原処分庁は，譲渡代金全額を一括して収入金額として計上すべきであるとして更正処分等をした。

請求人は，調整条項に基づき支払われる調整金額が計画値の達成度合いという不確実な指標により毎年変動し得る不確実なものであり，かつ計画値の達成は容易でなかったことから，調整金額相当額については停止条件が付され，その条件が成就するまでは収入すべき権利が確定していたとは言えないなどと主張して争った。

(2) 国税不服審判所の判断

「本件譲渡契約には，本件譲渡代金の一部について，A社の将来における業績に応じて算出される金額（本件調整金額）をもって分割して支払う旨の本件調整条項が置かれ」ているが，それは，「A社が成長著しいものの社歴の浅い新興企業であることを考慮したDの要望により，A社の経営リスクを請求人……に分担させる趣旨で設けられたものである」。しかし，A社は，「設立以来，売上高だけでみても，……右肩上がりの急成長を遂げており，本件調整金額の算定指標である本件計画値は，そうした同社の好調な経営状態を踏まえて設定されたものと認められる。」。加えて，請求人等と同時にA社株式を譲渡した請求人の親族に係る「株式譲渡契約には，本件調整条項のような条項はなく，1株当たりの金額が本件譲渡契約と同額である代金全額が譲渡実行日に一括で支払われるものとされていたこととの均衡も考慮すれば，本件調整条項は，基本的には，本件計画値がいずれの事業年度においても達成され，本件調整金額が満額支払われることを想定して設けられたものとみるのが相当である。」。また，本件計画値は，過去の「業績からかけ離れたものとはいえない上に，本件計画値は，それ自体，……十分達成可能なものと認められ，達成困難なものとはいえない」ことに鑑みれば，「本件調整条項が，本件調整金額の支払に停止条件を付したものであるとはいうことができ」ないと判断した。結局，「本件譲渡契約に本件調整条項が置かれていることを勘案しても，本件株式の引渡しがあった本件実行日に，本件譲渡に係る収入金額たる本件譲渡代金の全額が確定的に発生したものと認めるのが相当である。」とし，「本件譲渡に係る平成25年において収入すべき金額は，本件譲渡代金の全額である」と判断した。

(3) 検討

アーンアウト条項は，停止条件と解されている[37]が，本件では，株式譲渡契約において定められた調整条項が株式売買代金の分割払いを定めたにすぎず，停止条件ではないと判断された。契約に停止条件が付されている場合，その効力は条件成就の時に生じると解されている[38]から，本件において停止条件だと認定されれば，条件成就の時に収入金額が確定すると解される[39]ので，請求人の主張通りの判断がされた可能性がある。しかし，本件では，将来の業績に依存して支払われるとされる調整条項は，計画値が確実に実現するとの状況のもとで設定されたものであるため停止条件ではないとされた。

しかし，本件調整条項は，A社が成長著しいものの社歴の浅い新興企業であることを考慮したDの要望により，A社の経営リスクを請求人等に分担させる趣旨で設けられたものであり，もし計画値が確実に実現すると想定されるなら，調整条項は契約条項として織り込まれなかったはずである。この点で国税不服審判所の事実認定に疑問なしとはしないが，むしろ国税不服審判所が計画値の確実な実現と判断したのは，A社が好業績という点以上に，請求人には調整条項を挿入しながら，その親族との契約には調整条項を設定せず満額の支払いをしていることとの均衡を重視したからではないかと思われる[40]。

37）小山他（2018）p.1，小山（2019）p.247，石田（2010）p.8。
38）小山（2018）p.44。
39）坂本（1966）p.184，小山（2019）p.247。

4　表明・保証条項に係る会計・税務上の課題

4.1　表明・保証条項違反により受領する金員の性格

表明・保証は，前述したように，一方当事者が契約当事者自身に関する事実や契約の目的物の内容等に関する事実が真実かつ正確である旨を表明し保証するものであり，表明・保証に違反した場合は，相手方当事者に金員を補償する補償条項も合わせて規定されるのが通例である。

この表明・保証の法的性格は，損害担保契約と解さている[41]ことから表明・保証違反に基づいて買手が受領する補償金は損害賠償金であると一般には考えられている[42]。但し，「補償金の内容は，契約の解除を導くものから金額の調整，損害の賠償などが考えられ，どんな違反行為がどのような補償を導くのかも別途事前に取り決め[43]」が行われる。とすれば，株式譲渡契約の内容から判断して，表明・保証条項違反により受領した金員を損害賠償金の受取りとして収益（益金）に計上するのではなく，譲渡代金の減額修正とすべき場合もあることになる。

4.2　表明・保証条項に係る会計処理及び開示[44]

売主が表明・保証条項に違反した場合，買主は補償金を受け取る権利を有し，売主には補償金の支払義務が生じるが，この場合，まず売主はどのような会計処理あるいは開示を行うべきであろうか。この点，我が国の偶発負債（損失[45]）の会計処理及び開示については，損失の発生の可能性の程度と損失金額の見積りの可能性に応じて，損失の発生の可能性が高く，かつ金額の見積りが可能な場合は，引当金の計上を要する一方で，損失の発生の可能性は高いものの金額の見積りが不可能な場合，あるいは損失の発生が一定程度予想される場合は，その旨及び今後の見通し等その状況を適切に説明するために必要な事項を追加情報として注記する（損失の発生の可能性が高いが金額の見積りが不可能な場合には，金額の見積りが不可能な理由についても記載する）ことが必要であると考えられる[46]。また，損失の発生の可能性が低く，かつ金額の見積りも不可能な場合は，注記不要とする取扱いが一般的であろう。表明・保証違反による売主の補償金支払義務について

40）この点，小山（2019）p.248は，親族に対して一括で満額を払いつつ，経営者株主には満額を払わないということはあまり想定できないと述べている。

41）潮見（2007）p.69。

42）小山（2018）p.49。

43）高橋（2008）p.116。

44）表明・保証条項に関する開示は，「経営上の重要な契約等」あるいは「事業等のリスク」に記載する例が多いようである。また，株式譲渡代金を契約時と表明・保証期間終了時に分割して受領する場合は，後発事象として注記する例が見られる。シダックスの有価証券報告書（2014年３月期）によれば，同社が連結子会社株式の一部を米国法人へ譲渡した際，譲渡価額の一部を持分譲渡日に受領し，残部を譲渡日から４年間にわたり受領する取決めがなされ，残部は持分譲渡契約に定めた買手に対する表明・保証違反が４年間発生しないことを前提とした価額であることが「重要な後発事象」として注記されている。

45）日本公認会計士協会（2019）p.4によれば，偶発債務と偶発損失はほぼ同義に用いられ，実務上は厳密に区別されていないと考えられている。

46）日本公認会計士協会（2019）pp.9-11参照。

も，この要求事項が当てはまるものと考えられるため，支払いの可能性が高く，その金額を合理的に見積もることができるなど引当金設定の要件を満たせば，損害補償損失引当金など適切な名称を付した引当金を計上する必要がある。[47)]

次に，表明・保証違反に基づいて金員を受領する買主の場合はどうか。この点，利益と損失の閾値を異にする我が国の会計慣行からは，一定の要件を満たした場合に引当金の計上を求める偶発損失の取扱いとは対称的にならない。企業会計基準第27号『法人税，住民税及び事業税等に関する会計基準』７項の規定を類推すれば，補償金の受領が確実に見込まれ，当該金額を合理的に見積もることができる場合に収益を計上することになると考えられる。

ただ，前述したように，株式譲渡契約において補償金の受取りにつき特段の定めがなければ収益の計上は首肯できるが，売買代金額の調整である旨が明記されている場合には，買主は取得原価の減額修正を行うことになる。

4.3　表明・保証条項に係る裁判例

本節では，表明・保証条項に係る裁判例として東京地判令和２年８月６日税資270号順号13437を取り上げ，表明・保証条項違反により受領した補償金の処理について検討する。

(1) 事案の概要

原告は，対象会社の大株主かつ代表取締役であったＤとの間で，株式公開買付けに係る応募契約を締結した。応募契約書には，応募契約の締結日及び公開買付けによる買付価格が支払われた日現在において，Ｄが原告に開示した対象会社等の直近事業年度の計算書類及び連結計算書類が一般に公正妥当と認められる会計原則に従って作成され，これらの計算書類の基準時現在又は対象期間における対象会社等の財務状況を正確に表示していることにつきＤが原告に対して表明し，保証すること，Ｄが当該表明及び保証に違反があったことに起因して原告に生じた損害（弁護士費用を含む。）を補償することなどが定められていた。

原告は公開買付けを行い，その後対象会社の全株式を所有するに至ったが，対象会社において不適切な会計処理が行われていたことが判明したため，Ｄと他の取締役Ｅに対する損害賠償を求める別訴を提起したところ，Ｄ，Ｅ及び本件別訴の補助参加人Ｆが原告に対し「解決金」名目で連帯して金員の支払義務があることを認める訴訟上の和解が成立し，原告は本件解決金を受領した。この和解条項には，本件解決金の支払いは，株式の取得対価が過大であったことを理由とするものであることを確認するとの記載が含まれていた。

本件では，解決金の額が原告の本件事業年度の益金の額に算入されるべきであるか否かに関して，訴訟上の和解に基づいて支払われた本件解決金の法的性質が損害賠償金であるか，株式の売買代金の減額分を返還するものであるかが争点となった。

47）例えば，協和キリンの有価証券報告書（2020年12月期）によれば，連結子会社株式の95％をキリンホールディングスに譲渡する契約を締結したところ，同社から当該株式譲渡契約に基づいて当該連結子会社において生じた法令違反等に起因する表明・保証違反及び特別補償事由の発生を理由とする補償請求を受けたことから，補償請求に関して発生する支出に備えるため，合理的な見積りに基づく「補償損失引当金繰入額」を特別損失に計上している。

(2) 裁判所の判断

裁判所は，まず「本件解決金の法的性質を判断するに当たっては，本件和解条項の文言とともに，その解釈に資するべき他の事情として本件和解に至る経緯等を参酌した上で判断することが必要である。」との判断枠組みを示した。その上で，和解調書の記載に基づく検討では，「原告は，本件別訴において……対象会社株式の取得対価が過大であったこと等に係る損害賠償金の支払を求めていたこと」，和解条項の記載は，「対象となる株式を本件D氏所有株式に限定していない」こと，また，和解の経緯等に基づく検討では，「本件解決金が本件D氏所有株式の売買代金の減額分であるとすれば，売主でないE氏及びF氏は本来的には債務を負担しないにもかかわらず，……E氏及びF氏は，原告に対し，本件解決金……を支払っている」ことなどから，本件解決金の法的性質を損害賠償金と解している。

(3) 検討

本件和解条項の記載は，原告の受領した和解金が損害賠償の受領ではなく売買代金の減額として課税されないようにD等との交渉の末に織り込んだものであった。ところが，D等には売買代金の減額であるとの認識がなく，和解調書の記載や別訴の和解過程から見て本件和解金の法的性格は損害賠償であると判断された。しかし，この点については，「表明・保証違反に基づく補償条項や特別保証条項に基づく支払いを受領した買主の課税関係については，損害賠償と捉える考え方と，譲渡価格の調整（減額）であるとする考え方があり得る。……これらの補償を経済的・実質的に考えれば譲渡価格の調整と考えるのが合理的である場合が多[48]」いと指摘されている。

本件では，和解調書の文言の解釈は，文言とともにその解釈に資するべき他の事情も参酌して当事者の真意を探求し，その権利義務の法的性質を判断する枠組みが取られた。この点，谷口（2022）p.140は，文言に即して文理解釈すべきであるとするのが判例の基本的考えであるとされるものの，本件では，和解調書の文言のみでは本件解決金の法的性質を明らかにできないことから，本件和解の経緯等を検討して，その法的性質が損害賠償金であることを明らかにしたものと評している。和解調書の文言だけでは原告の真意を摑み取れなかったわけである。

従って，表明・保証違反に基づく補償金や特別補償金が損害賠償金ではなく，譲渡対価の調整（減額）であることを意図するならば，株式譲渡契約にその旨が分かるように明記しなければならない[49]。

5　おわりに

本章では，前章までに検討したアーンアウト条項及び表明意見保証条項に係る裁決例や裁判例について若干のコメントを追加したうえで，会計基準や税法が解決すべき事項について言及し，最後に株式譲渡契約条項に関する包括的な研究の必要性について述べる。

48）藤原（2018）p.280。
49）大石・羽深（2015）pp.99-100，藤原（2018）p.280。

5.1　裁判例及び裁決例に対する追加コメント

まず，国税不服審判所裁決平成29年２月２日では，株式譲渡契約における調整金額が対象会社の業績に応じて支払われることから，停止条件であるアーンアウト条項を定めたように見えるが，本裁決ではそれが否定された。しかし，裁決が業績達成は明らかだから停止条件ではないと言うだけでは規範として不十分であろう。より具体的な規範を定立しなければ予見可能性を欠き，租税法律主義に反するおそれがある。また，同裁決は契約時に譲渡代金全額が収入すべき金額であると判断したが，それは本件が調整金額の上限が定められていたケースであったからである。契約時点では支払金額の一部が不確定の場合，IFRS 第３号のように不確定金額を見積ったうえで支払金額全額を算定することになるのかは判然としない。[50)]

次に，東京地判令和２年８月６日の事例では，被告・国が金融商品取引法の規定から取得価額の減額はできない旨を次のように主張した点が注目される。

「公開買付けによる株券等の買付けを行う場合の買付け等の価格について，いわゆる均一性規制を定め（金融商品取引法27条の２第３項，同法施行令８条３項），併せてその価格の引下げといった不利益変更を禁止するとともに（27条の６第１項１号），公開買付者に対して買付届出書に記載した買付条件等による買付け等に係る受渡しその他の決済を行うことを義務付けている（27条の13第４項）」ことから，「公開買付者に，買付届出書に記載した買付価格をもって応募者から取得した株式等について，その買付価格を引き下げることを請求する法律上の権利はない」。そうだとすると，公開買付けによる株式対価 M&A の場合，表明・保証違反に基づく補償金の受領金は取得原価の減額修正とはなり得ないことになるし，公開買付に際してアーンアウト条項を付けることが可能なのかも問題となり得る。[51)] 均一性規制や不利益変更の禁止等を定めた金融商品取引法の趣旨がアーンアウト条項等を付した株式譲渡契約に及ぶのかは相当にシリアスな問題であるが，この点は今後の検討に待つほかない。

5.2　会計基準や税法規定が解決すべき事項

5.2.1　アーンアウトの２つの機能に応じた会計基準開発

アーンアウトには，譲渡代金の一部支払いを一定の条件に依存させ，条件成就により代金の追加支払いを行うことによって M&A を成立させやすくする機能に加え，企業買収後も残存する役職員に条件成就により金員を支払うという報酬インセンティブとしての機能がある。しかし，これらが１つのアーンアウトとして混在する場合，それぞれの内容が異なるため会計処理も分けて行わなければならない。IFRS 第３号では両者の区分基準が詳細に規定されているが，日本基準にはこのような規定がないことからアーンアウトの全てが譲渡対価として会計処理されるおそれがあるため，『企業結合に係る会計基準』の対応が求められる。

50）本部（2019）p.133参照。
51）渡辺（2022）p.51（注（57））。

5. 2. 2　買手が法人の場合の税法規定

本稿の3. 3. 2では，国税不服審判所裁決平成29年２月２日を取り上げ，買手が個人の場合を検討したが，法人の場合には立法による解決が必要な問題が潜在している。

法人税法61条の２第１項は，有価証券の譲渡損益は譲渡契約をした日の属する事業年度に算入すると規定しているので，アーンアウト条項の存否に拘らず契約日に算入することになる。これは，東京地判平成24年12月４日税資262号順号12104の判旨[52]から見ると企業会計に合わせたものと考えられており[53]，この点に関する『金融商品会計に関する実務指針』234項では，「通常の受渡期間による売買契約を締結した有価証券については，受渡期間が短いため，……短期間に受渡しが履行され法的要件を満たすと同時に対価を受領すること，売買契約締結により売手の当該有価証券の将来キャッシュ・フローに対する支配は実質的に買手に移転しており，売買約定日から時価の変動リスク又は発行者の財政状態等に基づく信用リスク等が買手に生じることなどから，……売手も買手も原則として約定日に有価証券の発生又は消滅を認識すべきものとした」と定められている。

しかし，アーンアウト条項が付されている状況は，上記の実務指針が想定する状況とはかなり異なる。株式譲渡の効力発生は不確実な事実にかかっており，譲渡損益の実現は未確定である。また，契約締結日から停止条件の成就までの期間は少なくとも短期とは言えない。しかも停止条件が未成就の段階では実質的な支配は買手に移転していないことなどを勘案すると，停止条件の成就した時が契約日と解するのが合理的だと考えられる[54]。ただ，法人税法61条の２第１項は，「契約をした日」と明記しており，これを停止条件の成就した時と解するのは文理解釈上無理があるので，同条項の改正が望まれるところである[55]。

5. 2. 3　株式譲渡契約条項に関する包括的な研究の必要性

本稿では，株式譲渡契約に付されたアーンアウト条項と表明・保証条項に係る裁決例や裁判例の検討を通して会計・税務処理への影響を中心に検討してきた。そこでは，契約当事者の意図とは裏腹に，契約に付した条項が停止条件ではないと判断されたり，和解調書には金員の返還が売買代金の過大に基づく旨の記載があるにも拘らず損害賠償金であると判断されている。これにより取引当事者は取得原価の修正ではなく譲渡損益への計上や損益の認識時期の変更を余儀なくされるなど，会計・税務処理に深刻な影響を受けている。このような判断がなされるのは，株式譲渡契約条項に関する実務が欧米に由来し，我が国では未だ多くの事例が蓄積していないことや，

52）有価証券の譲渡損益を譲渡契約の日の属する事業年度に計上すべきとした趣旨について，同判決は次のように述べている。「法人税法61条の２第１項において，有価証券の譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額が『その譲渡に係る契約をした日』の属する事業年度の所得の金額の計算上，益金の額又は損金の額に算入することとされている趣旨は，有価証券の譲渡については，企業会計上も，売買契約の約定日に有価証券の得喪があったものと認識すべきものとされており，税法上も，当該有価証券の譲渡に係る契約が成立したときにその譲渡に係る所得も実現したものといえることにあると考えられる」。

53）小山（2019）p.247，本部（2019）p.131。

54）小山（2018）p.46。

55）小山（2019）p.248。

会計基準や税法規定がこの分野で十分に整備されていないことに要因の一端があるように思われる。今後これらの条項を付したM&Aの増加が見込まれることや，法的判断次第では取引当事者の会計・税務処理に深刻なインパクトをもたらすことに鑑みると，法律・会計・税務を包含した株式譲渡契約条項に関する包括的な研究が不可欠である。

参 考 文 献

アーンスト・アンド・ヤング LLP（2021）『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022（上巻）』第一法規

石田昌朗（2010）「子会社株式の売買契約に係る特約条項に従い売買代金の一部を返還した場合の取り扱い」『国税速報』6139号，pp.5-8

江頭憲治郎（2021）『株式会社法（第 8 版）』有斐閣

江平亨（2004）「表明・保証の意義と瑕疵担保責任の関係」弥永真生・山田剛志・大杉謙一編著『現代企業法・金融法の課題』弘文堂，pp.82-92

大石篤史・羽深宏樹（2015）「株式譲渡契約」『税務弘報』，pp.90-100

大石篤史・間所光洋・緒方航・鈴木彬史（2021）「アーンアウト条項に基づき支払われる対価の課税関係と実務上の留意点」『森・濱田松本法律事務所 TAX LAW NEWSLETTER』Vol.48，pp.1-8

尾川望（2021）「被買収会社の不適切な会計処理に対する「解決金」の性格～損害賠償金か取得対価の返還か～」『税務事例』53巻 6 号，pp.68-73

小山浩（2018）『「取引の」の実態からみる税務調査のポイント Q&A』第一法規

小山浩・三木翼・山田彰宏（2018）「最新事例解説――アーンアウト条項付の株式譲渡において，譲渡代金のうち当該条項の対象となる部分の収入時期を株式の引渡時期であると判断した裁決」『森・濱田松本法律事務所 TAX LAW NEWSLETTER』Vol.32，pp.1-7

小山浩（2019）「近時の企業実務上留意すべき租税裁判例・裁決例の解説」『租税研究』835号，pp.242-264

金田繁（2006）「表明・保証条項をめぐる実務上の諸問題（上）」『金融法務事情』1771号，pp.43-50

金田繁（2006）「表明・保証条項をめぐる実務上の諸問題（下）」『金融法務事情』1772号，pp.36-42

苅米裕（2020）「アーンアウト条項の調整金額に係る所得の認定と課税の考察」『税研』210号，pp.95-99

坂本武志（1966）『最高裁判所判例解説 刑事篇 昭和40年度』法曹界，pp.178-186

潮見佳男（2007）「消費者金融会社の買収に際しての表明・保証違反を理由とする売主の損害補塡義務」『金融法務事情』1812号，pp.67-70

高橋美加（2008）「株式売買契約における表明・保証条項違反と損害の補償」『ジュリスト』1353号，pp.135-138

田中亘（2021）『会社法（第 3 版）』東京大学出版会

谷口智紀（2022）「法人税法における訴訟上の和解に基づく解決金の損害賠償金該当性」『ジュリスト』1569号，pp.138-141

戸嶋浩二・内田修平・塩田尚也・松下憲（2018）『M&A 契約――モデル条項と解説』商事法務

西村あさひ法律事務所編（2019）『M&A 法大全（上）（全訂版）』商事法務

西村あさひ法律事務所編（2019）『M&A 法大全（下）（全訂版）』商事法務

日本公認会計士協会（2019）会計制度委員会研究報告第16号「偶発事象の会計処理及び開示に関する研究報告」

藤原総一郎編著（2018）『M&A の契約実務（第 2 版）』中央経済社

本部勝大（2019）「アーンアウトの課税に関する一考察」『税法学』581号，pp.115-136

松浪信也（2010）「アーンアウト条項における検討事項」『商事法務』1917号，pp.35-43

三笘裕（2010）「企業買収の『守秘義務契約書』『基本合意書』『株式譲渡契約書』」森本滋編著『会社法コンメンタール17 組織変更，合併，会社分割，株式交換等（1）』商事法務

森・濱田松本法律事務所編（2015）『M&A 法体系』有斐閣

渡辺徹也（2022）「株式対価 M&A としての株式交付と課税」『税務事例研究』186号，pp.28-51